

第 2 1 回甲府家庭裁判所委員会議事概要

1 日時 平成 2 5 年 7 月 5 日（金）午後 2 時 4 5 分から午後 4 時 5 0 分まで

2 場所 甲府家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員・五十音順）

石川委員，植村委員長，小澤委員，葛西委員，清水委員，中澤委員，比佐委員，
古屋委員，宮沢委員

（甲府家庭裁判所）

渡邊首席家裁調査官，齊藤首席書記官，原田次席家裁調査官，坂本訟廷管理官
鈴木主任書記官

天野事務局長，齊藤事務局次長，高村総務課長（進行役），望月総務課長補佐

4 議事等

(1) 新任委員の紹介

(2) 議事進行等・・・別紙「意見交換等の概要」のとおり

5 次回委員会の期日

欠席の委員の御都合を聞いた上で，平成 2 6 年 1 月下旬ころ行うこととした。

(別紙)

意見交換等の概要

(発言者 ■：委員長，○委員，□説明者)

1 本日のテーマ及び進行について

■ 本日は、「観護措置決定のあった少年事件の審判手続について」をテーマに、まず、首席書記官から少年審判手続について、首席家裁調査官から家庭裁判所調査官の調査についてそれぞれ説明を行い、当庁舎の観護措置関連施設を見学する。その後、甲府少年鑑別所の首席専門官より少年鑑別所における少年の処遇及び資質鑑別について説明をしてもらい、その上で少年審判制度について各委員に広く意見交換をしていただく予定である。

2 説明―「少年審判手続」について

□ (齊藤首席書記官)

(少年審判手続の概要説明)

3 説明―「家庭裁判所調査官の調査」について

□ (渡邊家裁首席調査官)

(家庭裁判所調査官の調査の概要説明)

(質問)

○ 甲府家庭裁判所には家庭裁判所調査官は何人いるのか。また調査官は男性が多いのか、年代に偏りはあるのか。

□ (渡邊家裁首席調査官)

少年事件は、担当調査官2名の外、首席調査官及び次席調査官の2名が担当することがあるので最大4名、家事事件は、担当調査官4名の外、首席調査官及び次席調査官の2名が担当することがあるので最大6名となる。

家裁調査官は男性も女性もいるが、最近の採用では女性調査官のほうが多くなっている。また年代については各年代の調査官がおり、特に人数の多い年代というものはない。

○ 少年事件担当調査官は4人で足りるのか。

□（渡邊家裁首席調査官）

少年事件は、審判不開始や不処分といった調査官が調査を調査面接1回で終える事件が多いため、現状で何とかやりくりできている。

○ 調査官は少年鑑別所に入った少年のみ面接を行うのか。

□（渡邊家裁首席調査官）

観護措置の有無に関わらず、家庭裁判所に送致された事件はほとんどの事件で調査面接を行う。調査面接は、観護措置を取られていない少年の場合は裁判所で行い、観護措置を取られている少年の場合は鑑別所で面接を行うことになる。

4 説明―「少年鑑別所における資質鑑別と処遇」について

□（今村首席専門官）

（少年鑑別所の概要及び少年鑑別所での生活についてスライドを用いて説明）

少年鑑別所とは、非行少年の心身の状況について科学的な鑑別を行う専門機関であり、原則として各都道府県に1庁、北海道は4庁、東京は練馬と八王子、福岡は福岡と小倉に各1庁の合計52庁が設置されている。

少年鑑別所と少年院、刑務所との違いは、簡単に言うと、少年鑑別所と少年院は20歳未満の少年を対象としており、少年について家庭裁判所の審判前に入るのが鑑別所、裁判所の審判を受けて入るのが少年院となる。審判では、少年であっても重大犯罪を犯した場合などは検察官送致されることがあり、その場合には少年でも刑務所に入ることがある。

全国的に少年人口の減少が見られるため、少年鑑別所に入る少年の人数も減少傾向にある。甲府でも年によって若干のばらつきはあるが、全体としては減少傾向となっている。

少年鑑別所では、裁判所の観護措置決定を受けた少年について、身柄を鑑別所に収容して行う心身の鑑別が主要な役割となるが、少年が在宅のままで鑑別

を行うこともある。また、少年院や刑務所、保護観察所などから依頼されて知能検査を行ったり、学校からの依頼により検査や助言指導などを行うこともある。

収容鑑別は、少年の身柄を確保し、落ち着いた環境の中で生活をさせ審判への心構えを持たせ、その中で、行動観察や面接、心理検査などを通して非行の原因を解明し、改善の方向性を見つけることを目的としている。その結果は鑑別結果という書面によって家庭裁判所の審判の前に裁判所に提出され、審判に役立てたり、少年院や保護観察所での実際の指導に活用されていくことになる。

少年鑑別所での生活は、少年の生活環境等の検証、資質鑑別等により少年の問題がどこにあるのかを精査しその後の指導に繋げていく、この両者をもって少年の健全な育成に資することを目的としている。

鑑別の必要性については、同じ暴行事件であっても、その動機は、カッとなった、仲間の手前引けなくなった、目立ちたがりで自分が優位に立ちたい、物の見方が偏っていて馬鹿にされたと感じてしまう、など様々であり、それによって少年に対する働きかけも、統制力や我慢する力の向上、正しく自己主張する力を身につけさせ力に頼った自己顕示の方法を改めさせるなどそれぞれに異なるため、処遇指針を立てるに当たり問題を明らかにするために鑑別が必要となってくる。

鑑別の方法は、情報収集を行い問題点を分析し指導の方向を策定していくということになる。情報収集として、各種検査、行動観察、面接がある。各種検査は、全員に対し知能検査や質問紙で心理テストなどを行ない、その後個別的に少年の問題に応じて必要な検査を組み合わせで行っている。行動観察は鑑別所の強みであり、少年の身柄を収容して24時間日常の生活場面や行動をありのままに観察し、課題を与えその取り組みを見るなどして少年の問題を発見している。面接は、少年から直接話を聞くことができるため欠かせないが、少年が全て事実を話すとは限らず、意図的にも無意識にも嘘をつくこともあるため、

少年の表情や話しぶりなどを見ながら客観的に少年の状況を把握することが必要となる。

少年の生活は、日課に沿って規則正しく健康的な生活をおくらせている。外にいるときは昼夜逆転の生活をしていたり、三食の食事にも満足に摂れておらず、体格が貧弱な少年も多い。そういう少年が食事や睡眠をきちんと摂るという生活を送るだけで表情が明るくなることもある。鑑別所の寮内は、複数人で生活する部屋もあるが、一人で生活する単独室と呼ばれる部屋がほとんどである。現在は収容数も少ないのでほぼ単独室での生活となっており、一人でゆっくり自分のことを考える時間となっている。読書習慣のない少年も多いため、図書も置いてあるが、なるべく新しく、映画やドラマ化された作品など、少年がとっつきやすいものを備え置いている。保護者との面会では、面会の際に食べきれぬ分のお菓子やジュースの差入れを認めており、甘いものを食べる機会の少ない少年にとって貴重な機会となっている。また、家に帰ることが少なく両親と顔を合わせることも少なかった少年が、30分程度の面会を重ねることにより、意地を張っていた少年が感謝の言葉を述べたり、親子関係が改善したりすることもある。

(質問)

- 鑑別所の中では男女は別々で生活しているのか。また名前は本名で呼びあうのか。

□ (今村首席専門官)

鑑別所では男女別々で生活しており、男女が顔を合わすことはない。運動も男女別で行っている。食事は男女とも各自の部屋で1人で食べることになっている。

個人の名前は本名で呼んでいる。外国籍の少年の場合は、本人の希望により本名か日本名かを本人に選ばせることもある。

- 鑑別所の中で少年同士が一緒に話をしたり、思いを打ち明け合ったりするな

ど少年同士の交流はさかんなのか。

□（今村首席専門官）

鑑別所という場所であり，また入所期間も短いため，交流等はあまりない。

最近はSNSなどの発達もあり名前が分かると連絡が取れてしまうこともある。鑑別所は友達を作るための場ではなく，片方は友達になりたいと思っていたとしても一方は違うという問題もあるので，原則として，名前や交友関係，事件の内容などプライベートな話はしないように指導している。話をするのは一緒に作業をする上で必要な事のみとなっている。

○ 鑑別所には平均してどのくらいの期間入所しているのか。

□（今村首席専門官）

最大4週間となっているが，ほとんどが3，4週間程度である。

○ 以前，少年鑑別所に見学に行った際は入所者がいなかったが，現在入所者はいるのか。

□（今村首席専門官）

現在は入所者はいる。平成20年から22年は入所者がいない日が多かったが，今は入所者がいないということはほとんどない。

○ 4週間くらい入所して規則正しい生活をする少年達は落ち着いてくるのか。

□（今村首席専門官）

表情や顔つきや目つきなど明確に変化が現れる少年もいる。また乱れた生活のせいでげっそりしている少年もいるが，規則正しい生活によりふっくらしてくることもある。変化が現れる少年達に会うと環境が少年に与える影響の大きさなどを感じる。

○ 少年が鑑別所での生活に慣れてくると，職員に悩みを打ち明けるようなこともあるのか。

□（今村首席専門官）

私は心理技官という立場で少年達の面接やテストを実施する担当であり，観

護担当の教官が食事や日々の生活のケアを行い、毎日少年の顔を見て声を掛け家族のように接している。面接で自分の問題について深く話し、そこでも信頼関係はできていくが、それができるのも、日頃から大人が自分を見守ってくれるという感覚が与える影響も大きく、それぞれの相乗効果により、自分の秘密や悩みを打ち明けてくる少年もいる。

- 鑑別所のような生活ケアが不足していたのではないかと感じる少年もいるか。

□（今村首席専門官）

環境的に恵まれない少年は多いので、適切な働きかけがあれば問題を起こさなかったかなと思う少年もいる。

- 観護担当の教官が日常生活の中で感じた少年の変化や社会常識の無さなどの情報は心理技官に集まるのか。

□（今村首席専門官）

鑑別結果通知書に行動観察の要約が付記されており、各少年の入所時からの行動や課題への取り組みの様子が記載されている。面接は家裁調査官も行うが、行動観察ができるのは鑑別所ならではである。

- 少年事件における付添人の役割は重要だと思うが、すべての少年事件において付添人が付されるのか。また、刑事事件の国選弁護人のように金銭的に問題があってもすべての少年に国選という制度があるのか。

□（鈴木主任書記官）

甲府では観護措置決定がされた少年については、ほぼ全員に付添人が付いている。付添人がつかない事案は年に1，2件である。

少年事件でも国選付添人制度はあるが、甲府では2年前より弁護士会との申し合わせにより当番付添人制度が始まり、弁護士会の協力によりほとんどの事案で付添人が付いている。費用については、資力のない少年であっても法律扶助制度により少年が付添人費用を負担することはほとんどないと聞いている。

□（石川委員）

国選制度については、起訴された後でなければ国選弁護人が選任されないという時代が長く続いたが、司法制度改革の一環として、被疑者段階でも被疑者国選弁護制度により弁護人を選任できるようになった。これは成人も少年も同じである。被疑者国選制度の対象とならない事件であっても当番弁護士制度で面会に来た段階で弁護人になってもらいたいという希望があれば国の費用ではなく被疑者援助制度を利用することにより費用がかからずに選任できる。

少年が家裁に送致された後は、国選付添人を選任することになるが、国選付添人は被疑者国選弁護人よりも対象事件が限定されるため、被疑者段階で国選弁護人が付いていても家裁送致後は国選付添人になれないケースが多くなっている。そこをカバーするために援助制度があり、被疑者国選弁護人が引き続き付添人として業務を行うことができる。今後は、国選付添人の対象となる事件の幅が広がることを期待している。

○ 何度も鑑別所に收容される少年はいるのか。

□ (今村首席専門官)

多くはないが、いる。ただ、何度も鑑別所にくるような少年は少年院に收容されることになることが多い。

○ 審判は原則非公開とあるが、公開される場合があるのか。また審判廷には後ろに2列の椅子があるが、非公開であるのならどういった人が審判に参加できるのか。

また、少子化により少年事件の件数自体は減少しているが、人口に対する事件の占める割合は増加していたりするのか。

□ (鈴木主任書記官)

審判廷については、合議体で審判を行うことが想定されるため広がっている。審判は原則非公開なので少年と保護者のみが出席するが、事件によっては少年の勤務先の上司や学校の先生などから話を聞く必要がある場合には裁判官の許可を得て審判に出席する場合もある。また事件の被害者が亡くなったりそ

れに準ずるような怪我をしたような事件であれば被害者の方等の傍聴が認められることもある。

□（比佐委員）

被害者が審判傍聴できる場合は、少年法22条の4に規定されている。

ただし、事件によって少年の年齢や事件の状況も異なるため、傍聴の申請を受けて裁判官が相当と認めた事案に限り許可される。

○ 全く関係ない人が審判に出席することはできるのか。

□（比佐委員）

それはできない。

□（植村委員長）

少子化により少年事件の件数自体は減少していると言われていたが、人口に対して事件の占める割合は増加しているかという点については、裁判所では統計を取っていない。